

# 福岡県公報

平成18年1月11日  
第2481号

## 目次

### 告 示 (第34号—第59号)

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	1
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	2
○解除に係る保安林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○換地を定めない土地の指定	(農地計画課)	6
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	7
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	7
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	7
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課)	8

○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	11

### 選挙管理委員会

○海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(地方課)	11
○政治団体の設立届	(地方課)	11
○政治団体の届出事項の異動届	(地方課)	13
○政治団体の解散届	(地方課)	14
○資金管理団体の指定届	(地方課)	15
○資金管理団体の指定の取消等の届出	(地方課)	15

### 公安委員会

○機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則及び警備業法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部生活安全総務課)	16
--	---------------	----

## 告 示

### 福岡県告示第34号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。  
なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年12月15日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパーセンタートライアル田川店  
 (2) 所在地 福岡県田川市大字伊田字火掛4623番4 外

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号
その他未定	

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年8月16日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,996m<sup>2</sup>

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県田川市大字伊田字火掛4626番2	262

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県田川市大字伊田字土走り4624番1	30

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県田川市大字伊田字土走り4616番1 外	289.7

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県田川市大字伊田字土走り4616番1	60.3

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー		24時間

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県田川市大字伊田字上ノ河原4627番3 外

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

## 福岡県告示第35号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成17年12月21日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

## (1) 名 称 仲原ファミリープラザ

## (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字筒口2710番1 外

## 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
5	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字筒口2710番1 外	3	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字筒口2710番1 外

## 福岡県告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1(1) 解除に係る保安林の所在場所

前原市大字瑞梅寺字水無118の51・127の1・129・139の5・139の25（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

## 1(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 1(3) 解除の理由

林道用地とするため

## 2(1) 解除に係る保安林の所在場所

前原市大字瑞梅寺字水無139の25（次の図に示す部分に限る。）

## 2(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

## 2(3) 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年2月28日農林水産省告示第287号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月17日農林水産省告示第2060号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月9日農林水産省告示第1397号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年1月17日農林水産省告示第96号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年6月22日農林水産省告示第929号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第42号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年12月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州後見支援センター

(2) 代表者の氏名

黒川 日出子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区大平台17番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人はこれから高齢化社会を支えるために、高齢者や認知症の方を支援する事業を行い、高齢者等の権利擁護、財産管理、身上監護のための成年後見制度の普及によって、悩みや不安などを受けとめ、安心して日常生活を送ることができる様に支援していきます。又、そのために必要な、各自治体や関係各所との連携を取りながら、組織として地域社会に貢献することを目的とします。

**福岡県告示第43号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
前原	県道	前原線	前	前原市大字多久752番1先から 同市大字多久1198番先まで	7.0 ～ 9.6	94.5

		富士	後	同上	9.0 ～ 10.0	94.5
--	--	----	---	----	------------------	------

**福岡県告示第44号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
前原	県道	雷前山原線	前	前原市大字香力213番1先から 同市大字藏持801番1先まで	6.3 ～ 8.6	125.0
			後	同上	7.4 ～ 13.5	125.0

**福岡県告示第45号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年1月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	湊下府線	糟屋郡新宮町大字下府1086番7先から 同郡同町大字下府1066番21先まで

## 福岡県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
甘木	一般国道	386号	前	朝倉郡夜須町大字東小田1666番1先から 同郡同町大字松延93番先まで	11.0 ～ 17.0	190.0
			前	同上	13.5 ～ 30.0	200.0
			後	朝倉郡筑前町東小田1666番1先から 同郡同町松延93番先まで	13.5 ～ 39.0	190.0

## 福岡県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年1月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
甘木	386号	朝倉郡筑前町東小田1666番1先から 同郡同町松延93番先まで

## 福岡県告示第48号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業本河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
赤村	赤	中村	3634	田	409のうち38
赤村	赤	イハノカワラ	423	田	2,135のうち35
赤村	赤	イハノカワラ	424-1	畠	145のうち101
赤村	赤	前河原	1181-4	田	633のうち49
赤村	赤	河原	1095-1	田	1,477のうち25
赤村	赤	瓜生	5802	田	829のうち96
赤村	赤	森ノ下	1208	田	1,679のうち158
赤村	赤	古川	3545-1	田	433のうち106
赤村	赤	三十田	333	田	846のうち105
赤村	赤	牽牛	3675	田	1,299のうち50
赤村	赤	井ノ上	3617	田	1,285のうち49
赤村	赤	井ノ上	3623	田	1,239のうち21

赤村	赤	寺久保	633	田	1,563のうち49
赤村	赤	寺久保	458-1	田	1,343のうち220
赤村	赤	箱割	5790	田	657のうち99
赤村	赤	天曾ヶ谷	605-1	田	680のうち83
赤村	赤	大塚	3567	畠	509のうち49
赤村	赤	井ノ上	3624	田	165のうち9
赤村	赤	中村	3640	田	664のうち90
赤村	赤	牽牛	3665	田	1,391のうち68
赤村	赤	石佛	1120-1	田	462のうち118
赤村	赤	竹ノ下	3582	田	1,206のうち45
赤村	赤	大塚	3565	田	1,765のうち68
赤村	赤	牽牛	3669	田	1,259のうち38
赤村	赤	沖田	659-1	田	1,452のうち25
赤村	赤	大塚	3554	田	902のうち39
赤村	赤	竹ノ下	3586	田	2,112のうち288
赤村	赤	フレデン	3766	畠	125のうち83
赤村	赤	室瀬	319	田	581のうち157
赤村	赤	平田前	329-2	畠	932のうち11
赤村	赤	竹松畔	650	田	760のうち35
赤村	赤	神手	463	田	1,877のうち81
赤村	赤	畔ノ下	452-2	田	17のうち1
赤村	赤	柿添	840-1	田	1,572のうち95
赤村	赤	井ノ上	3622-1	田	912のうち46
赤村	赤	珠数丸屋敷	448	田	978のうち255
赤村	赤	前河原	1181-2	田	443のうち207
赤村	赤	前河原	1186	田	585のうち17
赤村	赤	横手	87	田	823のうち50

## 福岡県告示第49号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営金生地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成18年1月11日から 平成18年2月8日まで	若宮町役場

## 福岡県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成17年12月26日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
豊前市大字岩屋及び篠瀬（岩屋地区第2換地区）	換地計画書の写し	平成18年1月11日から 平成18年2月8日まで	豊前市役所

## 福岡県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成17年12月26日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
豊前市大字篠瀬及び鳥井畑 (岩屋地区第3換地区)	換地計画書の写し	平成18年1月11日から 平成18年2月8日まで	豊前市役所

**福岡県告示第52号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成17年12月26日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
朝倉郡朝倉町大字宮野及び須川 (宮野地区)	換地計画書の写し	平成18年1月11日から 平成18年2月8日まで	朝倉町役場

**福岡県告示第53号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻 生 渡

土 地 改 良 区 名	認可年月日
池田土地改良区	17・12・21

**福岡県告示第54号**

柳川南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 退任理事

氏 名	住 所
山 田 茂 治	柳川市大浜町1642番地6

**福岡県告示第55号**

大木町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 退任理事

氏 名	住 所
末 永 菊 政	三潴郡大木町大字高橋513番地2
小 林 良 充	" " 大字大藪1027番地
松 永 稔 久	" " 大字奥牟田835番地3
荒 卷 利 三	" " 大字筏溝811番地
中 島 宗 昭	" " 大字三八松324番地
野 口 秀 文	" " 大字三八松1435番地
高井良 榮 喜	" " 大字蛭池897番地1
松 枝 恒 男	" " 大字蛭池1825番地
北 島 壽	" " 大字侍島491番地1
馬 場 正 春	" " 大字八町牟田811番地3
北 島 良 則	" " 大字絵下古賀521番地
岡 崎 弘 實	" " 大字上八院1200番地
熊 丸 渡	" " 大字上木佐木67・68番地
川 村 善 儀	" " 大字上木佐木572番地1

鶴岡藤記	〃〃大字上牟田口517番地
中島藤美	〃〃大字横溝3144番地1
内藤勝幸	〃〃大字横溝1783番地
栗丸松次郎	〃〃大字横溝2802番地1
内田清喜	〃〃大字笛渕96番地
今村利光	〃〃大字前牟田397番地
田中和美	〃〃大字福土784番地
矢加部豊	〃〃大字大角219番地1
千代島恵策	久留米市城島町江上858番地
後藤収	〃〃江上上631番地

## 2 退任監事

氏名	住所
大藪昌佐	三潴郡大木町大字高橋157番地
中村義幸	〃〃大字上八院570番地・571番地
池田信義	〃〃大字横溝2072番地

## 3 就任理事

氏名	住所
末永菊政	三潴郡大木町大字高橋513番地2
小林良充	〃〃大字大藪1027番地
松永稔久	〃〃大字奥牟田835番地3
荒巻利三	〃〃大字筏溝811番地
中島宗昭	〃〃大字三八松324番地
野口秀文	〃〃大字三八松1435番地
高井良茂喜	〃〃大字蛭池1393番地1
松枝恒男	〃〃大字蛭池1825番地
北島壽	〃〃大字侍島491番地1

馬場正春	〃〃大字八町牟田811番地3
益田重樹	〃〃大字絵下古賀491番地3
岡崎弘實	〃〃大字上八院1200番地
熊丸渡	〃〃大字上木佐木67・68番地
川村善儀	〃〃大字上木佐木572番地1
鶴岡藤記	〃〃大字上牟田口517番地
中島藤美	〃〃大字横溝3144番地1
内藤勝幸	〃〃大字横溝1783番地
栗丸松次郎	〃〃大字横溝2802番地1
内田清喜	〃〃大字笛渕96番地
今村利光	〃〃大字前牟田397番地
田中和美	〃〃大字福土784番地
矢加部豊	〃〃大字大角219番地1
権藤守雄	久留米市城島町江上717番地
後藤収	〃〃江上上631番地
久良木一臣	三潴郡大木町大字侍島417番地1

## 4 就任監事

氏名	住所
大藪昌佐	三潴郡大木町大字高橋157番地
中村義幸	〃〃大字上八院570番地・571番地
池田信義	〃〃大字横溝2072番地

## 福岡県告示第56号

袋野堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

氏名	住所
舍川良見	うきは市浮羽町古川578番地2
熊本仁喜	〃 三春2094番地1
江藤秀徳	〃 〃 359番地1
秦由臣	〃 〃 646番地2
金丸國昭	〃 〃 1727番地1
永松義勝	〃 〃 1843番地3
白石定利	〃 〃 高見1422番地1
馬田時康	〃 〃 353番地6
佐藤智秋	〃 〃 869番地11
秦正道	〃 〃 610番地2

## 2 退任監事

氏名	住所
大山喜代美	うきは市浮羽町山北918番地1
中嶋啓二	〃 高見462番地1

## 3 就任理事

氏名	住所
掘万治	うきは市浮羽町高見1036番地
大山喜代美	〃 山北918番地1
江藤秀徳	〃 〃 三春359番地1
秦甫彰	〃 〃 777番地3
森山靖文	〃 〃 1800番地2
石井哲博	〃 〃 2579番地
中嶋啓二	〃 〃 高見462番地1
江嶋治彦	〃 〃 199番地2

佐藤智秋	〃 〃 869番地11
秦正道	〃 〃 610番地2

## 4 就任監事

氏名	住所
淵上正義	うきは市浮羽町三春2495番地2
諫山伏見	〃 高見1093番地5

## 福岡県告示第57号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成17年12月16日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人鯰田フットボールクラブ

## (2) 代表者の氏名

花村 崇

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市大字鯰田553番地の7

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、飯塚市を中心とする地域の青年および地域住民に対して、サッカーをはじめとするスポーツ振興の事業を行うことで、心身の健康の促進と生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
田川	県道	今任原伊田線	前	田川郡大任町大字今任原2398番1先から同郡同町大字今任原2402番1先まで	6.8 ～ 10.4	112.9
			後	同上	6.8 ～ 11.4	112.9
那珂	県道	筑紫野インター線	前	筑紫野市武藏四丁目350番1先から同市武藏四丁目365番2先まで	13.6 ～ 18.0	145.8
			後	同上	13.6 ～ 18.9	145.8

## 福岡県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年1月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年1月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	筑紫野線 インター	筑紫野市武藏四丁目350番1先から 同市武藏四丁目365番2先まで

## 選挙管理委員会

## 福岡県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成18年1月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

海区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
福岡県豊前海区	654
筑前海区	1,617
福岡県有明海区	1,658

## 福岡県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づく政治団体から政治団体設立届が提出されたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年1月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年11月1日～11月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党 福岡県大野城市第一支部	井上順吾	山澤房二朗	大野城市紫台2-5	平成17年11月2日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あざみの会	丹生美枝	丹生美枝	京都郡勝山町大字松田1693-3	平成17年11月2日
麻生博文後援会	有吉明行	田代一	鞍手郡宮田町大字芹田24-1	平成17年11月7日
茅野勝後援会	茅野文子	白川照男	鞍手郡宮田町大字宮田4488-2	平成17年11月9日
苅田町の未来を考える会	清水勝彦	藤原津義	京都郡苅田町幸町3-7	平成17年11月4日
きいたかし会	田中孝文	館和也	北九州市小倉北区東篠崎1丁目4-1-201	平成17年11月2日
こうや正幸後援会	有吉正義	高須岩夫	鞍手郡宮田町大字上有木2123	平成17年11月8日
清水安一後援会	清水達之助	安永貴臣	鞍手郡若宮町大字金生2576	平成17年11月16日
寶部勝後援会	寶部勝	志賀明秀	鞍手郡若宮町脇田2204	平成17年11月29日
宝部義信後援会	宝部義信	北崎正三郎	鞍手郡若宮町脇田2305	平成17年11月24日
友田敬而後援会	友田敬而	友田裕子	京都郡苅田町神田町1丁目5-5	平成17年11月29日
橋本茂子後援会	池亀保	渡辺良臣	鞍手郡宮田町磯光けやき原1610-18	平成17年11月22日
藤春徳繁後援会	豊福学	藤春喜代子	鞍手郡若宮町大字竹原519-1	平成17年11月9日
松尾幸主後援会	松尾幸主	松尾力	鞍手郡若宮町大字稻光1140	平成17年11月29日

山田 博文 十五縁の会	丹生 美枝	丹生 美枝	京都郡苅田町京町2丁目10-12	平成17年11月2日
-------------	-------	-------	------------------	------------

(14団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から

届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告

受付期間 平成17年11月1日～11月30日

(政党の支部)

示する。

平成18年1月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党大野城市支部	主たる事務所の所在地	大野城市紫台2-5	大野城市瓦田3丁目10-17	平成17年10月27日	平成17年11月2日
自由民主党田川市支部	代表者	宗 貞 喜 好	武 田 良 太	平成17年11月5日	平成17年11月11日
自由民主党福岡県港運支部	代表者	野 畑 昭 彦	荒 木 敦	平成17年11月1日	平成17年11月4日
自由民主党福岡県参議院選挙区第二支部	会計責任者	小 田 清 彦	平 野 哲	平成17年11月1日	平成17年11月4日
自由民主党福岡県第十一選挙区支部	団体名称	自由民主党福岡県第十一選挙区支部	自由民主党福岡県衆議院選挙区支部	平成17年11月7日	平成17年11月9日
自由民主党福岡市早良区支部	代表者	津 田 隆 士	青 柳 辰 海	平成17年11月25日	平成17年11月28日
	会計責任者	友 納 博 美	津 田 隆 士		
自由民主党福岡市城南区支部	代表者	青 柳 隆 久	大 江 健 一	平成17年11月25日	平成17年11月28日
	会計責任者	阿 部 真 之 助	青 柳 隆 久		

(7団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
有吉哲信後援会	主たる事務所の所在地	鞍手郡若宮町大字金丸292-23	鞍手郡宮田町大字倉久1811	平成17年11月15日	平成17年11月21日
	代表者	有吉哲信	有吉通泰		
工政会	代表者	松岡隆行	伊塚工	平成17年10月5日	平成17年11月30日
福岡県木材産業政治連盟	代表者	角和憲	坂本喬	平成17年5月24日	平成17年11月16日
ふくおかネットワーク・古賀	会計責任者	大賀文子	成瀬由紀子	平成17年5月28日	平成17年11月9日
福岡民医連県民の会	会計責任者	塚本勇一	飯田邦彦	平成17年11月17日	平成17年11月17日
不老みつゆき後援会	主たる事務所の所在地	太宰府市宰府5丁目11-3	太宰府市宰府3丁目10-16	平成17年11月15日	平成17年11月24日
	代表者	小鳥居信員	有吉林之助		
ますたに忠明後援会	主たる事務所の所在地	京都郡苅田町与原2丁目11-12	京都郡苅田町新津2丁目8-1	平成17年11月22日	平成17年11月22日
松山まさじと明日をつくる会	会計責任者	小田清彦	平野哲	平成17年11月1日	平成17年11月4日

(8団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体解散届が提出されたので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成18年1月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年11月1日～11月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
伊塚工後援会	平成17年11月30日	平成17年11月30日
井上雅実博青会	平成17年11月4日	平成17年11月4日
尾花かずお後援会	平成17年10月29日	平成17年11月10日
工政会	平成17年11月30日	平成17年11月30日
政治連盟福岡政友会	平成17年10月31日	平成17年11月28日

筑 山 会	平成17年11月 9 日	平成17年11月 9 日
中 嶋 玲 子 後 援 会	平成17年11月24日	平成17年11月24日
濱 地 増 三 後 援 会	平成17年11月18日	平成17年11月29日
三 原 朝 彦 社 会 科 学 研 究 会	平成17年11月25日	平成17年11月30日
宮 国 剛 司 後 援 会	平成17年11月25日	平成17年11月28日
宗 像 ど ん ぐ り の 会	平成17年11月10日	平成17年11月18日
矢 野 幸 次 郎 後 援 会	平成17年 7 月31日	平成17年11月 2 日

(12団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第5号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年1月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年11月1日～11月30日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
有 吉 哲 信	若 宮 町 長	有 吉 哲 信 後 援 会	鞍手郡若宮町大字金丸292-23	有 吉 哲 信	平成17年11月15日	平成17年11月21日
宝 部 義 信	若 宮 町 長	宝 部 義 信 後 援 会	鞍手郡若宮町脇田2305	宝 部 義 信	平成17年11月24日	平成17年11月24日
友 田 敬 而	苅 田 町 議 会 議 員	友 田 敬 而 後 援 会	京都郡苅田町神田町1丁目5-5	友 田 敬 而	平成17年11月29日	平成17年11月29日
松 尾 幸 主	若 宮 町 議 会 議 員	松 尾 幸 主 後 援 会	鞍手郡若宮町大字稻光1140番地	松 尾 幸 主	平成17年11月27日	平成17年11月29日

(4団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第6号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり

受付期間 平成17年11月1日～11月30日

(1) 法第19条第3項第1号による届出

告示する。

平成18年1月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
矢野 幸次郎	吉井町長	矢野幸次郎後援会	矢野幸次郎	平成17年7月31日	平成17年11月2日

(1団体)

## (2) 法第19条第3項第2号による届出

代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
伊塚工	苅田町長	工政会	京都郡苅田町大字尾倉3288	平成17年11月30日

(1団体)

備考 工政会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は伊塚工である。

**公安委員会****福岡県公安委員会規則第2号**

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則及び警備業法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成18年1月11日

**福岡県公安委員会**

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則及び警備業法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

(機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部改正)

第1条 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年福岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条の7」を「第43条」に改める。

(警備業法に基づく医師の指定に関する規則の一部改正)

第2条 警備業法に基づく医師の指定に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第16条の2」を「第51条」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。